

新座市告示第 1 2 5 号

指定事業者によって提供されるサービスに要する費用の額（令和 4 年新座市告示第 3 4 7 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

新座市長 並 木 傑

指定事業者等によって提供されるサービスに要する費用の額

- 1 指定事業者によって提供されるサービス（介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービス A、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービス A をいう。）及び地域包括支援センターによって提供される介護予防ケアマネジメントに要する費用の額は、次項に規定する 1 単位の単価に、それぞれ別表第 1 から別表第 3 までに定める単位数を乗じて算定するものとする。
- 2 1 単位の単価は、1 0 円に次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 介護予防訪問介護相当サービス 1 0 0 0 分の 1 0 7 0
 - (2) 訪問型サービス A 1 0 0 0 分の 1 0 7 0
 - (3) 介護予防通所介護相当サービス 1 0 0 0 分の 1 0 4 5
 - (4) 通所型サービス A 1 0 0 0 分の 1 0 4 5
 - (5) 介護予防ケアマネジメント 1 0 0 0 分の 1 0 7 0
- 3 前 2 項の規定により算定した指定事業者によって提供されるサービスの費用の額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。
- 4 第 1 項に規定する費用の算定に当たっては、以下に掲げる他は、平成 3 0 年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省告示第 1 2 7 号）、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省告示第 1 2 9 号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 1 8 年 3 月 1 7 日老計発第 0 3 1 7 0 0 1 号・老振発第 0 3 1 7 0 0 1 号・老老発第 0 3 1 7 0 0 1 号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準じるものとする。

別表第 1

- 1 介護予防訪問介護相当サービス費

- (1) 訪問型サービス費 1 1 1, 1 7 6 単位
(事業対象者・要支援 1・2 1 月につき・週 1 回程度の訪問)
- (2) 訪問型サービス費 1 2 2, 3 4 9 単位
(事業対象者・要支援 1・2 1 月につき・週 2 回程度の訪問)
- (3) 訪問型サービス費 1 3 3, 7 2 7 単位
(事業対象者・要支援 2 1 月につき・週 2 回を超える程度の訪問)
- 2 初回加算 2 0 0 単位 (1 月につき)
- 3 生活機能向上連携加算
 - (1) 生活機能向上連携加算Ⅰ 1 0 0 単位 (1 月につき)
 - (2) 生活機能向上連携加算Ⅱ 2 0 0 単位 (1 月につき)
- 4 口腔連携強化加算 5 0 単位 (1 月に 1 回を限度)
- 5 介護職員処遇改善加算
 - (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ + 所定単位数 $\times 137 / 1000$
 - (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ + 所定単位数 $\times 100 / 1000$
 - (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ + 所定単位数 $\times 55 / 1000$
- 6 介護職員等特定処遇改善加算
 - (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ + 所定単位数 $\times 63 / 1000$
 - (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ + 所定単位数 $\times 42 / 1000$
- 7 介護職員等ベースアップ等支援加算 + 所定単位数 $\times 24 / 1000$
- 8 介護職員等処遇改善加算
 - (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ + 所定単位数 $\times 245 / 1000$
 - (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ + 所定単位数 $\times 224 / 1000$
 - (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ + 所定単位数 $\times 182 / 1000$
 - (4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ + 所定単位数 $\times 145 / 1000$
 - (5) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ
 - ア 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) + 所定単位数 $\times 221 / 1000$
 - イ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) + 所定単位数 $\times 208 / 1000$
 - ウ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) + 所定単位数 $\times 200 / 1000$
 - エ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4) + 所定単位数 $\times 187 / 1000$
 - オ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5) + 所定単位数 $\times 184 / 1000$
 - カ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6) + 所定単位数 $\times 163 / 1000$
 - キ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7) + 所定単位数 $\times 163 / 1000$
 - ク 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8) + 所定単位数 $\times 158 / 1000$
 - ケ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9) + 所定単位数 $\times 142 / 1000$

- コ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10) $+ \text{所定単位数} \times 139 / 1000$
サ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11) $+ \text{所定単位数} \times 121 / 1000$
シ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12) $+ \text{所定単位数} \times 118 / 1000$
ス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13) $+ \text{所定単位数} \times 100 / 1000$
セ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14) $+ \text{所定単位数} \times 76 / 1000$

- 注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において1から8を算定しない。
- 注2 1について、高齢者虐待防止措置未実施減算を算定する場合は、所定単位数の $1 / 100$ に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注3 1について、業務継続計画未策定減算を算定する場合は、所定単位数の $1 / 100$ に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和7年3月31日までの間は、適用しない。
- 注4 1について、事業所と同一建物に居住する利用者（事業所と同一建物に居住する利用者50人以上にサービス提供を行う場合を除く。）又はこれ以外の同一建物に居住する利用者20人以上にサービス提供を行う場合は、所定単位数に $90 / 100$ を乗じる。また、事業所と同一建物に居住する利用者50人以上にサービス提供を行う場合は、1回につき所定単位数に $85 / 100$ を乗じる。ただし、正当な理由なく、事業所と同一建物に居住する利用者（50人以上居住する建物の利用者を除く。）の割合が $90 / 100$ 以上である場合は、1回につき所定単位数に $88 / 100$ を乗じる。また、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。なお、建物の範囲及び正当な理由の範囲については、令和6年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準じる。
- 注5 1について、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に $15 / 100$ を乗じた単位を足す。
- 注6 1について、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に $10 / 100$ を乗じた単位を足す。
- 注7 1について、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に $5 / 100$ を乗じた単位を足す。
- 注8 3の算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算に準じる。
- 注9 4の算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の訪問介護における口腔連携強化加算に準じる。
- 注10 5から7について、所定単位数は1から4までにより算定した単位数の

合計。なお、令和6年5月31日をもって廃止する。

注11 8について、所定単位数は1から4までにより算定した単位数の合計。

ただし、令和6年6月1日から算定するものとし、(5)については、令和7年3月31日をもって廃止する。

注12 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

1 訪問型サービスA費

(1) 訪問型サービス費Ⅰa 794単位

(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問で所要時間20分以上45分未満である場合)

(2) 訪問型サービス費Ⅰb 977単位

(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問で所要時間45分以上である場合)

(3) 訪問型サービス費Ⅱa 1,588単位

(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問で所要時間20分以上45分未満である場合)

(4) 訪問型サービス費Ⅱb 1,953単位

(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問で所要時間45分以上である場合)

2 初回加算 200単位(1月につき)

3 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位(1月につき)

(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位(1月につき)

注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において1から3を算定しない。

注2 1について、事業所と同一建物に居住する利用者(事業所と同一建物に居住する利用者50人以上にサービス提供を行う場合を除く。)又はこれ以外の同一建物に居住する利用者20人以上にサービス提供を行う場合は、所定単位数に $90/100$ を乗じる。また、事業所と同一建物に居住する利用者50人以上にサービス提供を行う場合は、1回につき所定単位数に $85/100$ を乗じる。ただし、正当な理由なく、事業所と同一建物に居住する利用者(50人以上居住する建物の利用者を除く。)の割合が $90/100$ 以上

である場合は、1回につき所定単位数に88／100を乗じる。また、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。なお、建物の範囲及び正当な理由の範囲については、令和6年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準じる。

注3 1について、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15／100を乗じた単位を足す。

注4 1について、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10／100を乗じた単位を足す。

注5 1について、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5／100を乗じた単位を足す。

注6 3の算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算に準じる。

注7 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

注8 従事者のうち、市が定める研修を修了した者が指定訪問型サービスAを行う場合は、当該事業者において最低2回以上の同行訪問を行うこと。

別表第2

1 介護予防通所介護相当サービス費

(1) 通所型サービス費11 1, 798単位

(事業対象者・要支援1 1月につき)

(2) 通所型サービス費212 1, 811単位

(事業対象者・要支援2、かつ、週1回程度の通い 1月につき)

(3) 通所型サービス費12 3, 621単位

(事業対象者・要支援2、かつ、週2回を超える程度の通い 1月につき)

2 生活機能向上グループ活動加算 100単位(1月につき)

3 栄養アセスメント加算 50単位(1月につき)

4 栄養改善加算 200単位(1月につき)

5 口腔機能向上加算

(1) 口腔機能向上加算Ⅰ 150単位(1月につき)

(2) 口腔機能向上加算Ⅱ 160単位(1月につき)

6 一体的サービス提供加算 480単位(1月につき)

7 サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ

事業対象者・要支援 1 88 単位（1 月につき）

事業対象者・要支援 2 [週 1 回程度必要] 88 単位（1 月につき）

事業対象者・要支援 2 [週 1 回程度を超える利用が必要] 176 単位
（1 月につき）

(2) サービス提供体制強化加算Ⅱ

事業対象者・要支援 1 72 単位（1 月につき）

事業対象者・要支援 2 [週 1 回程度必要] 72 単位（1 月につき）

事業対象者・要支援 2 [週 1 回程度を超える利用が必要] 144 単位
（1 月につき）

(3) サービス提供体制強化加算Ⅲ

事業対象者・要支援 1 24 単位（1 月につき）

事業対象者・要支援 2 [週 1 回程度必要] 24 単位（1 月につき）

事業対象者・要支援 2 [週 1 回程度を超える利用が必要] 48 単位
（1 月につき）

8 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ 100 単位（1 月につき）

(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ 200 単位（1 月につき）

※ (1)は 3 月に 1 回を限度とする。

9 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20 単位（1 回につき）

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 5 単位（1 回につき）

※ 6 月に 1 回を限度とする

10 科学的介護推進体制加算 40 単位（1 月につき）

11 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ + 所定単位数 × 59 / 1000

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ + 所定単位数 × 43 / 1000

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ + 所定単位数 × 23 / 1000

12 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ + 所定単位数 × 12 / 1000

(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ + 所定単位数 × 10 / 1000

13 介護職員等ベースアップ等支援加算 + 所定単位数 × 11 / 1000

14 介護職員等処遇改善加算

(1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ + 所定単位数 × 92 / 1000

(2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ + 所定単位数 × 90 / 1000

(3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ $+ \text{所定単位数} \times 80 / 1000$

(4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ $+ \text{所定単位数} \times 64 / 1000$

(5) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ

ア 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) $+ \text{所定単位数} \times 81 / 1000$

イ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) $+ \text{所定単位数} \times 76 / 1000$

ウ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) $+ \text{所定単位数} \times 79 / 1000$

エ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4) $+ \text{所定単位数} \times 74 / 1000$

オ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5) $+ \text{所定単位数} \times 65 / 1000$

カ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6) $+ \text{所定単位数} \times 63 / 1000$

キ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7) $+ \text{所定単位数} \times 56 / 1000$

ク 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8) $+ \text{所定単位数} \times 69 / 1000$

ケ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9) $+ \text{所定単位数} \times 54 / 1000$

コ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10) $+ \text{所定単位数} \times 45 / 1000$

サ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11) $+ \text{所定単位数} \times 53 / 1000$

シ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12) $+ \text{所定単位数} \times 43 / 1000$

ス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13) $+ \text{所定単位数} \times 44 / 1000$

セ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14) $+ \text{所定単位数} \times 33 / 1000$

注1 1について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に $70 / 100$ を乗じる。

注2 1について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に $70 / 100$ を乗じる。

注3 1について、高齢者虐待防止措置未実施減算を算定する場合は、所定単位数の $1 / 100$ に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 1について、業務継続計画未策定減算を算定する場合は、所定単位数の $1 / 100$ に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和7年3月31日までの間は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、適用しない。

注5 1について、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に $5 / 100$ を乗じた単位を足す。

注6 1について、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。

注7 1について、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

(1)及び(2) 376単位

(3) 752単位

- 注8 1について、利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を減算する。ただし、(1)及び(2)を算定している場合は1月につき376単位を、(3)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。ただし、注7を算定している場合は、この減算の対象とはならない。
- 注9 2における機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。
- 注10 3の算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における栄養アセスメント加算の取扱いに準じる。
- 注11 4の算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱いに準じる。
- 注12 5の算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における口腔機能向上加算の取扱いに準じる。
- 注13 7の算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護におけるサービス提供体制強化加算の取扱いに準じる。
- 注14 8の算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準じる。
- 注15 9の算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱いに準じる。
- 注16 10の算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱いに準じる。
- 注17 11から13について、所定単位は1から10までによる算定した単位数の合計。また、令和6年5月31日をもって廃止する
- 注18 14について、所定単位数は1から10までにより算定した単位数の合計。ただし、令和6年6月1日から算定するものとし、(5)については、令和7年3月31日をもって廃止する。
- 注19 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

1 通所型サービスA費

(1) 通所型サービス費Ⅰa 1,523単位

(事業対象者・要支援1 1月につき)

(2) 通所型サービス費Ⅱa 1,539単位

(事業対象者・要支援2、かつ、週1回程度の通い 1月につき)

(3) 通所型サービス費Ⅱb 3,078単位

(事業対象者・要支援2、かつ、週2回を超える程度の通い 1月につき)

2 生活機能向上グループ活動加算 100単位(1月につき)

3 栄養アセスメント加算 50単位(1月につき)

4 栄養改善加算 200単位(1月につき)

5 口腔機能向上加算

(1) 口腔機能向上加算Ⅰ 150単位(1月につき)

(2) 口腔機能向上加算Ⅱ 160単位(1月につき)

6 一体的サービス提供加算 480単位(1月につき)

7 サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ

事業対象者・要支援1 88単位(1月につき)

事業対象者・要支援2 [週1回程度必要] 88単位(1月につき)

事業対象者・要支援2 [週1回程度を超える利用が必要] 176単位
(1月につき)

(2) サービス提供体制強化加算Ⅱ

事業対象者・要支援1 72単位(1月につき)

事業対象者・要支援2 [週1回程度必要] 72単位(1月につき)

事業対象者・要支援2 [週1回程度を超える利用が必要] 144単位
(1月につき)

(3) サービス提供体制強化加算Ⅲ

事業対象者・要支援1 24単位(1月につき)

事業対象者・要支援2 [週1回程度必要] 24単位(1月につき)

事業対象者・要支援2 [週1回程度を超える利用が必要] 48単位
(1月につき)

8 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位(1月につき)

(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位(1月につき)

※ (1)は3月に1回を限度とする。

9 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20単位（1回につき）

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 5単位（1回につき）

※ 6月に1回を限度とする。

10 科学的介護推進体制加算 40単位（1月につき）

注1 1について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70／100を乗じる。

注2 1について、介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70／100を乗じる。

注3 1について、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5／100を乗じた単位を足す。

注4 1について、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。

注5 1について、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

(1)及び(2) 376単位

(3) 752単位

注6 1について、利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を減算する。ただし、(1)及び(2)を算定している場合は1月につき376単位を、(3)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。ただし、注5を算定している場合は、この減算の対象とはならない。

注7 2における機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注8 3の算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における栄養アセスメント加算の取扱いに準じる。

注9 4の算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱いに準じる。

注10 5の算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における口腔機能向上加算の取扱いに準じる。

注11 7の算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護におけるサービス提供体制強化加算の取扱いに準じる。

注12 8の算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準じる。

注13 9の算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱いに準じる。

注14 10の算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱いに準じる。

注15 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及びサービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

別表第3

1 介護予防ケアマネジメントA費 442単位（1月につき）

2 初回加算 300単位（1月につき）

3 委託連携加算 300単位

注1 1について、高齢者虐待防止措置未実施減算を算定する場合は、所定単位数の1／100に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注2 1について、業務継続計画未策定減算を算定する場合は、所定単位数の1／100に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和7年3月31日までの間は、適用しない。